

令和2年4月8日

(2020年)

保護者 各位

吹田市児童部保育幼稚園室長

新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言に伴う
公立の幼稚園・認定こども園・保育所等の対応について

新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、令和2年4月7日、国により改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、大阪府は5月6日までの期間、生活の維持に必要な場合を除いて、府民には外出を控えることを要請していますが、府内の施設については、現段階では使用制限などの要請は行わないとしています。

本市では、これらの状況を踏まえ、4月8日開催の吹田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、公立保育所等・認定こども園・幼稚園につきましては、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

記

今回の「緊急事態宣言」では、感染拡大の防止に向け、国民の行動変容により、人と人との接触を7割～8割削減することが求められています。

よって、保護者の皆さまには、「緊急事態宣言」の趣旨を御理解いただき、お子さまの命・健康を守るために、できる限り家庭で保育いただき、登園を自粛くださいますようお願いいたします。

公立幼稚園及び認定こども園（1号認定）

5月6日（水）まで、休園。就労家庭等には預かり保育を実施しますが、「緊急事態宣言」の趣旨を御理解いただき、お子さまの命・健康を守るために、できる限り家庭で保育いただき、登園を自粛くださいますようお願いいたします。

なお、4月10日に予定しておりました入園式は、延期します。

また、週1日程度の登園日の設定を予定しておりましたが当面の間は実施いたしません。

公立保育所・小規模保育施設・認定こども園（2号・3号認定）

5月6日（水）まで、開園しますが、「緊急事態宣言」の趣旨を御理解いただき、お子さまの命・健康を守るために、できる限り家庭で保育いただき、登園を自粛くださいますようお願いいたします。

現時点において、保育所等へ登園しなかった場合の保育料の減額については5月6日までが対象となります。

裏面も御覧ください

濃厚接触者について

- 1 児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に接触した日から2週間は家庭保育を求めます。また、新型コロナウイルス感染症に「り患」した場合は、医療機関等から登園許可がおりるまでは登園禁止となります。
- 2 児童及び同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、園における対応が早急に必要となる場合があるため、次の連絡先に御連絡頂けますようお願いいたします。

【連絡先】

- (1) 開園時間内 : お子さまが通園している園
- (2) 夜間、休日及び祝日 : 吹田市役所(代表) (06) 6384-1231

登園と送迎について

- 1 登園前にお子さまや御家族の体温を計測し、37.5度以上の発熱がある、または、呼吸器症状がある場合は、登園や送迎は出来ません。
- 2 お子さまや御家族が、発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎は出来ません。

毎日健康観察を行い「健康観察カード」に御記入ください

- 1 朝と夜に体温測定を行い、「健康観察カード」に御記入ください。「健康観察カード」は毎日園に御持参ください。
- 2 「健康観察カード」による健康観察の実施の必要がなくなった際には、あらためてお知らせいたします。

園内でのマスク着用・手洗いについて

- 1 御家庭にマスクがある場合は、園内でのマスク着用をお願いします。
- 2 送迎時、園内若しくは保育室内で手洗いを行ってから、保育の用意等を行ってください。

園の対応について

- 1 日中に検温等をおこない体調不良児の早期発見に努めます。
- 2 手洗いの徹底や、保育内容や行事を見直し感染拡大予防に努めます。
- 3 こまめな換気の実施による衛生管理を行います。

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は吹田市ホームページにて御確認ください